

●香川県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年11月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

平成21年11月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺府中線（18号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町東坂元字額3851番地 先から 丸亀市飯山町東坂元字額3843番5 地先まで	前	9.1~23.8	218	地方道路整備工 事に伴う迂回路 の設置
	後	9.1~23.8	218	
		14.6~39.1	232	

- 4 供用開始の期日 平成21年11月9日